

兵庫県公報

令和8年3月26日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例

- 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局調査課） 1

公布された法令のあらまし

- ◎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）
県行政に係る基本的な計画である少子高齢社会福祉ビジョンの廃止に伴い、所要の整備を行うこととした。

条 例

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第25号

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成18年兵庫県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中

- 「3 少子高齢社会福祉ビジョン
4 ひょうご21世紀交通ビジョン
5 ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」

を

- 「3 ひょうご21世紀交通ビジョン
4 ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。